

○安曇野市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱

平成 17 年 10 月 1 日告示第 159 号

改正

平成 27 年 5 月 25 日告示第 197 号

平成 28 年 6 月 16 日告示第 297 号

安曇野市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅又は避難施設の所有者等が耐震診断を実施することにより耐震補強の実施を促進し、もって地震による耐震診断対象建築物の倒壊等の被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当する市内に存するもので、現に居住しているものをいう。

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(2) 長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。) 知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(3) 避難施設 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物

イ 市が指定した避難施設であって、国、県、市、広域連合及び一部事務組合の所有する建築物以外の建築物

(4) 耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に定めるところにより、避難施設の地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 総合評点 既存木造住宅における耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、[別表](#)の区分による。

(事業内容)

第3条 市長は、既存木造住宅又は避難施設の所有者の申出によって診断士を派遣し耐震診断を行うことができる。

2 前項の診断士の派遣費用は、市の負担とする。

(委託業務)

第4条 前条第1項の耐震診断については、全部又は一部を委託することができる。

(診断士の派遣の決定)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する耐震診断の申出があつたときは、当該申請の内容を審査し、診断士の派遣を決定する。

(診断士の派遣通知)

第6条 市長は、前条の規定により診断士の派遣を決定したときは、申請者に通知するものとする。

2 市長は、診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、申請者に診断士を派遣しない旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による診断士の派遣に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第7条 診断士の派遣の通知を受けた者(以下「診断対象者」という。)が事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長にその旨を届出しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第8条 市長は、診断対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申出その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

第9条 診断対象者は、前条の規定により診断士の派遣が取り消された場合において既に耐震診断を実施しているときは、市長が定める期限までに、その診断に係る費用を返還しなければならない。

(耐震診断申込者に対する指導)

第10条 市長は、診断対象者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成27年5月25日告示第197号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定によりなされた申出は、改正後の第3条第1項の規定によりなされた申出とみなす。

附 則(平成 28 年6月 16 日告示第 297 号)

この告示は、平成 28 年6月 16 日から施行し、平成 28 年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

総合評点	判定
1.5 以上	安全と思われます。
1.0 以上 1.5 未満	一応安全と思われます。
0.7 以上 1.0 未満	やや危険です。
0.7 未満	倒壊又は大破壊の危険があります。